

「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」の一部改正(案)

改 正 案								
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン								
(略)								
【既存取引の取扱いについて】 (略)								
【固有商品識別子(UPI)及びデルタについて】 UPI(Unique product identifier)及びデルタは、国際動向等を踏まえて令和6年4月1日からの報告事項には含めていなかったが、内容が確定したことから、令和7年4月7日より取引情報連携機関等に対し提供すること。								
(略)								
別紙1 報告事項の定義及び解釈								
報告事項 一覧								
(略)								
	Data Element Name		データ要素名		Source			
1~42 (略)								
	43	Delta	デルタ		CDE			
44~106 (略)								
	107	Unique product identifier	固有商品識別子(UPI)		CFTC			
108~138 (略)								
(削除)								
(略)								
表の見方 (略)								
許容値の見方 (略)								
CFTC: CFTC Technical Specification Parts 43 and 45 swap data reporting and public dissemination requirements March 1, 2023 Version 3.2								
(略)								
	Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
1~6 (略)								
	7		Counterparty 1 (reporting counterparty)	取引当事者1 (報告主体) (略)	(略)	Branch LEI(支店のLEI)での報告は不可。	CDE	2.6
	8		Counterparty 2	取引当事者2 (略)	(略)	LEIを取得できない場合には、仮LEIを許容。 当事者特定のため、仮LEIは、任意の一意の英数字である必要がある。 付番例 【金融機関の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+相手先BICコード 【事業法人・個人等の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+一意の英数字(金融機関内の管理番号等) ファンドLEIがまだ取得できていない場合は、信託銀行はファンドの仮LEI(信託銀行LEI+一意の英数字)を取引先金融機関に共有する。 金融庁告示第105号に規定されている清算機関と取引をした場合には清算機関のLEIを記入。 Branch LEI(支店のLEI)での報告は不可。	CDE	2.7

現 行								
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン								
(略)								
【既存取引の取扱いについて】 (略)								
(新設)								
(略)								
別紙1 報告事項の定義及び解釈								
報告事項 一覧								
(略)								
	Data Element Name		データ要素名		Source			
1~42 (略)								
(新設)								
44~106 (略)								
(新設)								
108~138 (略)								
	139	Package indicator	パッケージインジケータ		CFTC			
※デルタ及びUPIは2024年4月1日時点での報告事項には含まれていない。今後の国際動向を踏まえて内容や導入時期等については決定するが、デルタは事項43、UPIは事項107に記載する予定のため、事項43,107は欠番としている。								
(略)								
表の見方 (略)								
許容値の見方 (略)								
CFTC: CFTC Technical Specification Parts 43 and 45 swap data reporting and public dissemination requirements September 30, 2021 Version 3.0								
(略)								
	Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
1~6 (略)								
	7		Counterparty 1 (reporting counterparty)	取引当事者1 (報告主体) (略)	(略)		CDE	2.6
	8		Counterparty 2	取引当事者2 (略)	(略)	LEIを取得できない場合には、仮LEIを許容。 当事者特定のため、仮LEIは、任意の一意の英数字である必要がある。 付番例 【金融機関の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+相手先BICコード 【事業法人・個人等の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+一意の英数字(金融機関内の管理番号等) ファンドLEIがまだ取得できていない場合は、信託銀行はファンドの仮LEI(信託銀行LEI+一意の英数字)を取引先金融機関に共有する。 金融庁告示第105号に規定されている清算機関と取引をした場合には清算機関のLEIを記入。	CDE	2.7

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
9~18 (略)							
19	Confirmed	コンファメーションの有無	(略)	(略)	紙コンファメーションで照合状況の把握が困難の場合には、契約合意(DONE)をもってコンファーム(YCNF)として報告することを許容。ただし、DONE後に速やかにコンファームとなる態勢が整備されている場合に限る。 紙コンファメーション合意まで期間を要することがあらかじめ判明している場合については、原則どおり、NCNF(未確認)で報告のうえ、合意後にYCNF(電子的でない)に変更することが必要である。 Confirmation Timestampの報告は任意。	CDE	2.18
20~29 (略)							
30	Fixing date	Leg1,Leg2 確定日	(略)	YYYY-MM-DDThh:mm:ssZ(UTC)	システムの制約等により時間(時・分・秒)までの把握が不可能な場合には、時間以下を「00」とすることについても許容値とする。	CFTC	54
31~42 (略)							
43	Delta	デルタ	新規取引が報告された時点又は想定元本の変更が報告された時点における、原資産の価格の変化に対する店頭デリバティブ取引の価格の変化の比率。	Num(25.5)	各金融機関の内部管理上の定義によることを許容。 オプション取引に限定し、スワップ取引は報告対象外とする。 令和7年4月7日より報告する。(変更報告を行う場合を含む。)	CDE	2.71
44~46 (略)							
47	Currency of initial margin posted	差し入れた当初証拠金の計上通貨	(略)	(略)	差し入れた当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。	CDE	2.33
48, 49 (略)							
50	Currency of initial margin collected	徴求した当初証拠金の通貨	(略)	(略)	徴求した当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。	CDE	2.36
51, 52 (略)							
53	Currency of variation margin posted	差し入れた変動証拠金の通貨	(略)	(略)	差し入れた変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。	CDE	2.39
54, 55 (略)							
56	Currency of variation margin collected	徴求した変動証拠金の通貨	(略)	(略)	徴求した変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。	CDE	2.42
57~106 (略)							
107	Unique product identifier	固有商品識別子(UPI)	特定の店頭デリバティブ取引を表す一意の文字列。	Char(12) ISO 4914 Unique product identifier UPI付番機関であるDSBが決定。	令和7年4月7日より報告する。(変更報告を行う場合を含む。)	CFTC	87
108~128 (略)							
129	Contract type	契約種類	(略)		・CFDS = Financial contracts for difference ・FRAS = Forward rate agreements (割戻) ・FORW = Forwards ・OPTN = Option ・SPDB = Spreadbet ・SWAP = Swap ・SWPT = Swaption ・OTHR = Other	ESMA	10
130~138 (略)							
(削除)							

別表1~5 (略)

別紙2 (略)

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
9~18 (略)							
19	Confirmed	コンファメーションの有無	(略)	(略)	紙コンファメーションで照合状況の把握が困難の場合には、契約合意(DONE)をもってコンファーム(YCNF)として報告することを許容。ただし、DONE後に速やかにコンファームとなる態勢が整備されている場合に限る。 紙コンファメーション合意まで期間を要することがあらかじめ判明している場合については、原則どおり、NCNF(未確認)で報告のうえ、合意後にYCNF(電子的でない)に変更することが必要である。	CDE	2.18
20~29 (略)							
30	Fixing date	Leg1,Leg2 確定日	(略)	YYYY-MM-DD(UTC)		CFTC	54
31~42 (略)							
(新設)							
44~46 (略)							
47	Currency of initial margin posted	差し入れた当初証拠金の計上通貨	(略)	(略)		CDE	2.33
48, 49 (略)							
50	Currency of initial margin collected	徴求した当初証拠金の通貨	(略)	(略)		CDE	2.36
51, 52 (略)							
53	Currency of variation margin posted	差し入れた変動証拠金の通貨	(略)	(略)		CDE	2.39
54, 55 (略)							
56	Currency of variation margin collected	徴求した変動証拠金の通貨	(略)	(略)		CDE	2.42
57~106 (略)							
(新設)							
108~128 (略)							
129	Contract type	契約種類	(略)		・CFDS = Financial contracts for difference ・FRAS = Forward rate agreements ・FLTR = Futures ・FORW = Forwards ・OPTN = Option ・SPDB = Spreadbet ・SWAP = Swap ・SWPT = Swaption ・OTHR = Other	ESMA	10
130~138 (略)							
139	Package indicator	パッケージインジケータ	取引がパッケージ取引の一部であるかどうかのインジケータ。	真偽二択 (Boolean: True or False)	・パッケージ取引 True ・パッケージ取引以外 False	CFTC	45

別表1~5 (略)

別紙2 (略)